

ショートステイ 遊生の園 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	6	¥544	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,260	184
	要支援2	656	6	¥674	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,390	
	要介護1	704	24	¥741	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,457	
	要介護2	772	24	¥810	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,526	
	要介護3	847	24	¥886	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,602	
	要介護4	918	24	¥958	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,674	
	要介護5	987	24	¥1,029	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,745	
第3段階②	要支援1	529	6	¥544	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,274	
	要支援2	656	6	¥674	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,404	
	要介護1	704	24	¥741	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,471	
	要介護2	772	24	¥810	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,540	
	要介護3	847	24	¥886	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,616	
	要介護4	918	24	¥958	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,688	
	要介護5	987	24	¥1,029	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,759	
第3段階①	要支援1	529	6	¥544	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥2,944	
	要支援2	656	6	¥674	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,074	
	要介護1	704	24	¥741	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,141	
	要介護2	772	24	¥810	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,210	
	要介護3	847	24	¥886	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,286	
	要介護4	918	24	¥958	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,358	
	要介護5	987	24	¥1,029	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,429	
第2段階	要支援1	529	6	¥544	¥880	¥600	¥1,480	¥2,024	
	要支援2	656	6	¥674	¥880	¥600	¥1,480	¥2,154	
	要介護1	704	24	¥741	¥880	¥600	¥1,480	¥2,221	
	要介護2	772	24	¥810	¥880	¥600	¥1,480	¥2,290	
	要介護3	847	24	¥886	¥880	¥600	¥1,480	¥2,366	
	要介護4	918	24	¥958	¥880	¥600	¥1,480	¥2,438	
	要介護5	987	24	¥1,029	¥880	¥600	¥1,480	¥2,509	
第1段階	要支援1	529	6	¥544	¥880	¥300	¥1,180	¥1,724	
	要支援2	656	6	¥674	¥880	¥300	¥1,180	¥1,854	
	要介護1	704	24	¥741	¥880	¥300	¥1,180	¥1,921	
	要介護2	772	24	¥810	¥880	¥300	¥1,180	¥1,990	
	要介護3	847	24	¥886	¥880	¥300	¥1,180	¥2,066	
	要介護4	918	24	¥958	¥880	¥300	¥1,180	¥2,138	
	要介護5	987	24	¥1,029	¥880	¥300	¥1,180	¥2,209	

1単位=10.17円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2 【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く

・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：6単位/日

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する

・介護職員処遇改善加算(Ⅱ): (基本部分単位数+各種加算単位数) × 17.2%が別途かかります。

※3 食費1日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。

食費 1,650円/日(朝 410円・昼 620円・夕 620円)

※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 新潟市の南区全域、西蒲区の旧潟東村・旧中之口村全域

※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。

※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。

令和8年8月1日現在